

平成30年度 第6回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年9月10日(月)午後2時00分から2時53分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番	原 卓己君	2番	中 村 克 則 君
3番	勝 亦 慶 徳 君	4番	芹 澤 行 雄 君
5番	田 代 眞 吾 君	7番	勝 又 英 夫 君
8番	勝 又 秀 一 君	10番	芹 澤 高 雄 君
11番	杉 山 正一郎君	12番	勝 又 俊 治 君
13番	杉 山 照 信 君	14番	根 上 豊 君
15番	高 村 盛 司 君	16番	野 村 進 吾 君
17番	土 屋 好 勝 君	18番	水 口 光 一 君
19番	田 代 壽 信 君	20番	芹 澤 賢 治 君
21番	鈴 木 末 廣 君	22番	土 屋 耕 一 君
25番	勝間田 喜 晴 君	24番	鈴 木 良 逸 君
27番	佐 藤 一 吉 君	26番	野 木 美佐雄 君
29番	根 上 守 人 君	28番	鎌 野 哲 夫 君
31番	勝 又 義 美 君	30番	滝 口 勉 君

欠席委員 (1人)

23番 土 屋 多嘉雄 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第28号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

- 事務局 ただ今から平成30年度第6回総会を開会いたします。
本日は、23番 土屋多嘉雄委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。
- 会長 (会長あいさつ)
- 会長 それでは、会議に先立ち議事録署名人に 5番 田代眞吾委員、7番 勝又英夫委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。
- 会長 次に報告事項に入ります。
報第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第10号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。9月10日報告。今月の4条報告は1件でございます。
(番号1について内容読み上げ)
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。
- 会長 報第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第11号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。9月10日報告。今月の5条報告は3件でございます。
(番号1～3について内容読み上げ)
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第25号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。9月10日提出。今月の3条は6件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 696 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 3,055.41 m²

譲渡人は、配偶者である譲受人に贈与するものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 895 m²

譲渡人と譲受人は、所有権移転済の売買契約を合意解除するものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 386 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 1,554 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 畑 991 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より借り受けるものです。

番号1～6について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

16番委員

番号1ですが、9月4日、申請人双方と電話にて調査いたしました。

申請行為については、それぞれ本人が申請したもので間違いありません。

内容につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、被相続人の所有であった農地を、相続財産管理人である譲渡人より買い受けるための申請です。

耕作管理計画については、譲受人が現在所有する農地は全て畑であり、新たに取得する農地についても、来年度からですが畑として利用するそうでございます。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

- 19番委員 番号2ですが、9月3日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。
内容については、譲受人は譲渡人である夫と共同経営者として農業に従事しているの
で、今後のことを考えて、譲渡人から農地を譲受人に贈与するための申請です。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上です。
- 5番委員 番号3ですが、9月1日、申請人双方と現地にて調査いたしました。
申請行為については、それぞれ本人が申請したもので間違いはありません。
内容についてですが、譲渡人と譲受人は、すでに実施していました売買契約、所有権
の移転済を合意解除するものということで確認をしました。
その他の許可要件については、調査項目の内容に適正に検討を進められていると確認
をさせていただきました。
以上です。
- 2番委員 番号4ですが、8月31日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは現地にて調査いたしま
した。
申請行為については、本人は申請したもので間違いありません。
内容についてですが、譲受人は農業経営規模拡大のため、89才という高齢で後継者
もいないということで処分を考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。
その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。
以上でございます。
- 事務局 23番委員がご欠席のため、調査書の内容について事務局が代読をさせていただきます。
番号5ですが、9月2日、申請人双方と電話にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。
内容についてですが、譲受人は経営規模拡大のため農地を探しており、三島市在住の
ため耕作できない譲渡人と売買契約を結ぶものです。
農機具等は揃っており、田として利用していくとのことでした。
案内図の右側の165-1の田についてですが、耕作放棄地に近い状態のため近隣住民か
ら苦情等もあったことから、管理を十分にするように指導をしたとのことでした。
その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。
以上でございます。
- 15番委員 番号6ですが、譲受人とは9月3日に電話にて、譲渡人とは9月2日に自宅にて調査
いたしました。
申請行為については、本人は申請したものに間違いはございません。
内容についてですが、借り受ける農地については芝の育生のために規模拡大いたしま
す。
効率的利用については、経験年数、それから農機具の所有状況等、すべて適合してい

ると理解いたしました。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。

番号5は、6月の総会に掛かって、農地が善良な管理がされていないということで保留になった案件ですけれど、事務局のほうで現地を確認して、また譲受人から善良な管理をするということの再確認を取ったということでございますので、今回、再度ここに掛けさせていただいたということのようでございます。ぜひ、よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

この関係について、皆さんのほうからご意見ご質問ございましたら、お願い致します。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第26号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。9月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 317.54 m²

転用内容は、離れ1棟の建築、資材置場です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

番号1ですが、9月3日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、現在は母屋が手狭なため、市内のアパートに妻と子供2人で仮住まいをしていますが、子供の小学校入学を機に、離れを建築したいと考えました。また、農業経営規模拡大を考え、昨年、認定農業者にも認定されておりますので、農作業場、並びに糞溜りをした後のもみ殻の置場の設置を考えて、当初計画した土地が残念ながら

地盤が軟弱であり、降雨時には雨水が流れ込むような土地であるため、やむを得ず、申請した農地に建築することになりました。

資金につきましても、自己資金ならびに妻、母親からの借入をすることです。
その他の要件につきましては、すべて適合しております。
以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第27号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。9月10日提出。今月の案件は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 12.96 m²

転用内容は、賃貸借により駐車場(歩道)の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 16 m²

転用内容は、売買により公衆用道路の整備です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 24 m²

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²

転用内容は、売買により放課後児童教室1棟の建築です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地

に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

番号1ですが、9月2日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、現状は歩道がその所で途切れているような状態になっていて、その先の駐車場との整備をする上で、道路確保と歩道の整備を兼ねる上でこの度の申請になったということで、現状を確認した時に、安全上からもやむを得ぬ申請であると思われる。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

1 4 番委員

番号2ですが、9月1日から9月3日にかけて、譲渡人とは自宅にて、譲受人とは会社にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

転用理由でございますが、今後の開発事業に伴う行政指導にて、市道0252号線を9m以上の道路に工事をし、申請するもので、必要性は妥当と思われれます。面積は16㎡でございます。

資金については、自己資金を対応するとのこと。

権利の設定はございません。

転用時期は、許可あり次第行うということでございます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

その他のコメントといたしましては、新東名高速道路開通により物流基地が移転するために道路拡張を申請するものでございます。

以上でございます。

1 3 番委員

番号3ですが、9月1日、申請人双方と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由ですが、2世帯住宅を新築するにあたり、建物面積が既存家屋より大きくなるため、現在未使用である場所を住宅として利用するために転用するものであります。

面積は24㎡ということで、現在の土地に接している所であります。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

2 5 番委員

番号4ですが、譲渡人とは9月2日に自宅にて、譲受人とは9月4日に現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、申請人双方ともに本人が申請したことを確認し、内容についても間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は本件の農地で芝を生産していましたけれども、過去20年

程出荷できず管理のみということから農地を縮小しようと考えていました。また、譲受人は市内で放課後児童教室を運営していますが、定員以上の希望者があることから、この事業の拡大計画を立て、新たに原里地区の児童を対象とした放課後児童教室を申請地に建設するものです。放課後児童教室の希望者は多く、子育て支援を考慮すると妥当性はあると考えます。

資金関係ですが、事業総額はおよそ5千万円ですけれども、そのうち県と市の補助金が2千万、残りが自己資金ということで、自己資金につきましては金融機関の融資証明書が添付されています。

転用時期ですが、県と市の補助金を受けますことから、今年度中の完成を見込んでおり、来年の4月から事業を始める予定とのこと。

他法令関係ですが、本件は市街化調整区域の農地ですが、都市計画法の事前相談を受けていて、相談結果につきましては、社会福祉法に規定する施設であることから開発可能となっています。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第28号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第28号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。9月10日提出。今月の案件は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田、現況 宅地 372 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 山林 2,799 m²

以上でございます。

会長 続いて委員より調査結果の報告を求めます。

事務局 23番委員がご欠席のため、調査書の内容について事務局が代読いたします。番号1ですが、9月2日、申請人と現地にて調査いたしました。

現地には倉庫が建っており、昭和42年頃から農業用倉庫として利用しているとのことです。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法に無知であったためです。

他法令には抵触していないと考えられます。

以上でございます。

1 番委員

番号2ですが、9月3日、申請人と、本人が入院中のため電話にて調査いたしました。申請行為につきましては、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

現況は山林で、太さ直径約30cmから50cmほどのスギやヒノキが何百本も植えられています。

転用経緯については、周辺はもともと山林であり、また地域森林計画区域内であるため、耕作には適さない土地であります。また、昭和46年頃に植林して現在に至っているとのことでございます。

所定の手続きをしなかった理由につきましては、農地法に無知であったため転用手続きをしなかったとのことでございます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第29号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。9月10日提出。

公告予定日が9月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は3件で合計面積が2,546㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸しする者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

(内容読み上げ) 計4筆 2,546㎡

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 農地利用最適化推進研修会資料について
2. 農業会議情報について
3. 会議等出席依頼（報告）について
4. クールビズについて
5. 次回総会 10月10日（水）午後2時00分 市民会館 3階第7会議室にて

事務局長 それでは、以上をもちまして、平成30年度第6回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 5番 _____

議事録署名人 7番 _____